

平成 26 年(2014 年)年 7 月 31 日

明石市長 泉 房穂様

「非常勤の行政委員会委員の報酬等のあり方に関する意見申出書」(案)

明石市特別職報酬等審議会  
会長 佐々木 弘

みだしのことにつきまして、次のとおり、意見の申し出を行います。

1 はじめに

本審議会については、平成 23 年度から、構成委員に公募市民を加えるほか、審議会自体を常設化するなど、機能の充実等が図られ、より市民目線で、一層公正で公平な立場から、市長をはじめとする常勤の特別職及び議員の報酬等のあり方について、慎重な審議を行い、意見の申し出を行ってきました。

その中で、審議会委員からは、非常勤の行政委員会委員の報酬についても、長期にわたり報酬額の見直しが行われていないことなどを踏まえ、今後、市より、適宜情報提供を受けながら、その取り扱いを検討すべきとの意見が出されていたところです。

しかしながら、本審議会は、常勤の特別職の報酬等を審議することが本来の役割であり、非常勤の行政委員会委員の報酬等を取り扱うことは、守備範囲ではないと考えられました。

そのような中、昨年度、市長より、非常勤の行政委員会委員の報酬等のあり方について、①市において、本件に関する調査・審議等を行う機関がないこと、

②市長等の常勤の特別職の報酬が適時、適正化が図られる一方で、平成6年度以降改定が行われていないこと、③現在の報酬額の水準が、他の自治体との比較において、高位にある状況となっていること、④近年、他の自治体において、報酬の月額支給について、住民訴訟等が提起されていること、⑤これを契機として、日額支給への制度見直しを図る動きがあることなどの課題を踏まえ、そのあり方に関する意見の取りまとめを求められたことから（資料1参照）、昨年度に引き続き、慎重な調査・審議等を行い、このたび、各事項に係る意見の取りまとめを行いましたので、次のとおり、申し出を行うこととします。

## 2 報酬制度の概要について

行政委員会委員の報酬の水準と支給形態については、地方自治法の規定により、「報酬は、その勤務日数に応じて支給する」（日額制）こととされていますが、「条例で特別の定めをした場合には、この限りではない」（月額制）と規定されており、また、「報酬の額並びにその支給方法は、条例で定めなければならない」とも規定されていることから、本市では、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」により、各行政委員会委員の報酬の水準及び支給形態が定められています。

現在の報酬の水準及び支給形態、並びに、県下29市及び全国特例市40市との比較の状況は次のとおりです。

### （1）各行政委員会委員の報酬の状況

本市の各行政委員会委員の報酬の支給形態については、監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会の5つの委員会が月額制であり、固定資産評価審査委員会のみが日額制を採っています。

報酬の水準については、県下各市との比較においては、いずれも、29市中、上位2位から6位と高位にあること、特に、人口・財政規模が類似する全国特例市との比較では、4つの行政委員会において、40市中、1位となっているなど、非常に高位にあります。

行政委員会委員名	支給 形態	報酬水準	順位	
			県下 29市	特例 40市
監査委員（識見者選出）	月額	257,000円	2	1
監査委員（議員選出）	月額	65,000円	3	3
教育委員会（委員長）	月額	257,000円	2	1

教育委員会（委員）	月額	195,000円	2	1
選挙管理委員会（委員長）	月額	128,100円	6	1
選挙管理委員会（委員）	月額	104,400円	2	1
農業委員会（会長）	月額	65,200円	4	15
農業委員会（委員）	月額	47,600円	4	9
公平委員会（委員長）	月額	53,000円	5	3
公平委員会（委員）	月額	44,200円	5	1
固定資産評価審査委員会（委員長）	日額	17,100円	6	5
固定資産評価審査委員会（委員）	日額	15,700円	3	5

## (2) 他の自治体における報酬の支給形態の状況

県下各市及び全国特例市の報酬の支給形態の状況は、監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会については、ほとんどの市が月額制を採用する中、少数ではありますが、日額制も見受けられます。

注目すべき傾向としては、公平委員会にあっては、特例市40市中、半数を超える22市が、固定資産評価審査委員会においては、9割近い34市が日額制を採用しています。

### 【県下各市及び全国特例市の日額制の状況】

	監査委員	教育委員会	選挙管理委員会	農業委員会	公平委員会	固定資産評価審査委員会
特例市 40市	1市	2市	4市	1市	22市	34市
県下 29市	0市	0市	2市	0市	5市	29市

## 3 審議内容及び審議結果について

このたびは、昨年度からの審議に引き続き、報酬の水準と支給形態について、月額支給に関する滋賀県の住民訴訟事件の最高裁判決はもとより、報酬制度の見直しを行った自治体の事例や、本市の各行政委員会の職務内容や職責、権限及び勤務実態等、さらに、財政状況を踏まえた他の自治体との報酬の水準や支給形態の比較など、各詳細な資料・データに基づき、できるだけ幅広く様々な角度から、検討を行いました。

### (1) 報酬の水準について

現在、本市の行政委員会委員の報酬の水準が、全国特例市等と比べて高く

なっている大きな要因は、平成6年度までは、常勤の特別職の報酬の増額改定に合わせた改定がなされてきましたが、その後、現在に至るまでの約20年間、常勤の特別職の報酬の減額改定があったものの、現行額のまま据え置かれていたこと、一方で、他の多くの自治体においては、常勤の特別職の報酬月額等の改定に準じた引き下げが実施されていたことによるものと考えられます。

行政委員会委員の報酬については、非常勤ではありますが、執行機関という行政上の位置づけは、常勤の特別職と同じであることなどから、常勤の特別職の報酬の引き下げ改定があった場合は、これに合わせた引き下げを行うことが妥当な取り扱いであると考えます。

また、現在の厳しい財政状況を踏まえた財政健全化への取り組みも考慮すべきと考えます。

加えて、常勤の特別職とは異なり、行政委員会委員の報酬は、生活給としての意味を有さず、純粹に勤務に対する反対給付であり、各行政委員会委員の機能、権限、職責及び職務内容等の基本的事項については、地方自治法等に規定されており、全国自治体に共通するものです。

本審議会は、これらのことから、大筋として、まずは、できる限り速やかに平成6年から現在までの常勤の特別職の報酬額の改定率（△11.9%）を反映した額（改正案第1）に引き下げるべきであること。次いで、そこから、本市と人口・財政規模等が類似する全国特例市の平均水準の額（改正案第5）の方向に向けて、漸進的に引き下げの歩みを進めるべきことが、妥当であるとの結論に達しました。

具体的な引き下げの率や額は、今後、市当局の判断に委ねることとしますが、この実現に向けての努力を期待するものです。

（改正案資料2「非常勤の行政委員会委員報酬の水準についての検討資料」参照）

以上の結論を導くにあたり、各委員から表明されたいいくつかの意見を次に付すこととします。

- ① 本市の財政健全化に取り組まなければならない状況等を踏まえ、できるだけ速やかに平均水準の額まで引き下げるべきであると考えます。
- ② 最低限の措置として、まずは、できるだけ速やかに平成6年から現在までの常勤の特別職の報酬額の改定率（△11.9%）を反映した額（改正案第1）に引き下げるべきであると考えます。
- ③ 引き下げにあたっては、順次、△11.9%の引き下げ（改正案第1）

から、市長の報酬額の県下の市における順位（7位）の水準の額（改正案第2）、平均水準の額（改正案第5）へと、段階的に行なうことが現実的であると考えます。

- ④ 水準の見直しへの過程は、他方で、後述する支給形態の見直しの実現が図られるまでの当面の間となるべきものと考えます。
- ⑤ 本市において、他の自治体にはない新たな独自の取り組みを行っている、または、行う予定である場合や、市政運営上、特に重要な課題を担っている、担う予定である場合などにおいては、引き下げにあたり、一定の配慮を行うことも必要であると考えます。
- ⑥ 委員長の加算額については、その職責等をどのように評価して、報酬額に反映するのかといった具体的な指標等がないことから、一定のルール化の検討が必要であると考えます。

## （2）報酬の支給形態について

これまで、報酬の支給形態については、本市を含め、多くの自治体において、行政委員会委員の独立した執行機関としての職務、職責及び勤務実態、人材確保の面などを総合的に考慮のうえ、月額制を採用してきたところです。

しかしながら、報酬の支給形態については、地方自治法において、行政委員会委員の基本的な職務、職責等の規定を踏まえ、原則、日額制であることが規定されおり、本市の各行政委員会委員にあっては、法が定める特例的な取り扱いである月額制とするに相応の特段の事情等が明確にあるとまでは認められないと考えられます。

このため、本審議会は、報酬の支給形態については、地方自治法が原則として規定する日額制の本旨に戻すことが適切であるとの結論に達しました。

なお、この見直しに関しても、報酬の水準の見直しの場合と同様に、具体的な見直しの内容や方法等については、市当局の判断に委ねることとしますが、本市の5委員会の支給形態を一度に日額制へと改めることが、時間を要するとすれば、実現性の高い1つまたは2つの委員会から徐々に改める道も考えられます。

例えば、公平委員会委員にあっては、個別事案への対応が中心であり、職責、職務内容及び勤務実態等については、現行、日額制を採っている固定資産評価審査委員会委員と同様と考えられます。

以上の結論を導くにあたり、各委員から表明された意見を次に付すことします。

① 日額制とする場合、日常の活動を含め、行政委員会委員の職務内容は多種多様であることから、報酬日額や支給対象日の設定の十分な検討が必要であると考えます。

また、年間支給総額の上限を設定することの検討も必要であると考えます。

② 現行の月額制を今後も採用するのであれば、市民に対し、月額制の理由等について、十分な説明責任を果たす必要があると考えます。

#### 4 付帯意見

このたびの審議を行う過程において、報酬等に関連して、委員から、次のとおり、今後、検討すべき課題や参考とすべきとする意見が出されましたので、「付帯意見」としてとりまとめます。

(1) 今後も、毎年度、本審議会に対し、報酬の水準と支給形態に関する見直しの状況を報告し、意見等を聞く必要があると考えます。

(2) 各行政委員会を担任する部局は、委員の職務内容について、時代の要請やニーズの変化に応じ、いかに効率化し、スリム化すべきか、改善に向けた取り組みへの意識が不足していたのではないかと考えます。

また、他の自治体との比較検討や、行政委員会委員とのヒアリング等を通して、本来なすべき業務の範囲や業務そのものあり方を精査のうえ、報酬額の見直しと合わせて、業務の負担を軽減するといった、報酬額と業務負担の連動が図られるような仕組みづくりが必要であると考えます。

(3) 行政委員会委員の勤務実態や活動内容等については、市民からみれば不明な点が多いので、一層の公開と透明度を高めていく努力が望まれます。

(4) 委員の選任については、議会の同意を得て任命されていますが、ポストが固定化していないかどうかを検証のうえ、必要に応じて、任期の限度や候補者の選定方法の検討を行う必要があると考えます。

(5) 法に基づく執行機関・補助機関・附属機関の現行の類型化に問題はないかといった点についても議論を行い、自治体の独自性等を踏まえたあり方の研究、提案等の試みをしてもよいのではないかと考えます。

#### 5 おわりに

意見の内容は以上のとおりですが、それぞれの委員会の職務内容や職責、勤務実態等は多種多様であり、多くの議論すべきテーマ等がある中、このたびは、

「報酬の水準」と「報酬の支給形態」を中心に、審議会としての意見のとりまとめを行いました。

市長におかれでは、本意見を踏まえ、報酬制度の見直しに向けた具体的な検討を速やかに行っていただきますようお願ひいたします。

<審議経過>

	開 催 日	審 議 内 容
第 1 回	平成 26 年 5 月 27 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の確認及びポイント説明(事務局)</li> <li>・問題点の整理及び今後の進め方について</li> </ul>
第 2 回	平成 26 年 6 月 26 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各行政委員会の業務内容及び勤務実績について</li> <li>・報酬の支給水準及び支給形態(日額制・月額制)について</li> </ul>
第 3 回	平成 26 年 7 月 14 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し案(骨子)の検討</li> </ul>
第 4 回	平成 26 年 7 月 31 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見申出書のとりまとめ</li> </ul>

<明石市特別職報酬等審議会委員>

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	佐々木 弘	神戸大学名誉教授
会長代理	柴田 達三	明石商工会議所顧問
委 員	伊賀 文計	明石市医師会会长
委 員	澤田 瑞穎	明石市連合自治協議会会长
委 員	島野 正士	公募委員
委 員	竹内 順哉	明石労働者福祉協議会会长
委 員	田中 文雄	公募委員
委 員	松原 由美子	明石市連合子ども会育成連絡協議会会长
委 員	水田 美穂	公募委員
委 員	宮川 貴美子	公募委員
委 員	和田 美耶子	明石市女性団体協議会会长

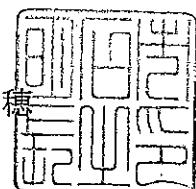
(敬称略、委員は 50 音順)

明人第180号

平成26年(2014年)1月16日

明石市特別職報酬等審議会会長様

明石市長 泉房



## 非常勤の行政委員会委員の報酬に係る意見のとりまとめについて（依頼）

市長等の常勤の特別職及び市議会議員をはじめ、一般職員の給与については、厳しい財政状況の中、審議会の答申や人事院勧告等に基づき、適時、適正化を図ってきたところであります。

一方、本市の非常勤の特別職である行政委員会委員の報酬については、平成6年度の改定以降、約20年間、改定を行うことなく現在に至っております。

また、その報酬額の水準は、他の自治体との比較において、高位にある状況となっています。

さらに、近年、他の自治体においては、報酬の月額支給について、住民訴訟等が提起されたり、日額支給への制度の見直しを図る場合が見受けられております。

このように、非常勤の特別職の報酬に課題等がある状況を踏まえ、適正な報酬のあり方について、公正かつ公平な第三者の立場からのご意見を踏まえながら、検討すべき必要があるものと考えています。

つきましては、非常勤の行政委員会委員の報酬について、昨年度の審議会において、委員よりご意見が出されておりますが、このたびの審議会においても、ご議論いただき、できましたら、意見を取りまとめていただきますようお願い申し上げます。

非常勤の行政委員会委員報酬の水準についての検討資料

		現 行			第1案			第2案			改正例(月額制)			第3案			第4案			第5案		
行政委員会委員名	支給区分	報酬額	順 位		平成6年から現在までの特別常勤の報酬額の改定率(△11.9%)を反映		順 位		市長の報酬額の県下の市ににおける順位(7位)		市長の報酬額における順位(18位)水準		順 位		県下の市における平均水準		特例市における平均水準		順 位			
			県下29市	特例40市	県下29市	特例40市	県下29市	特例40市	県下29市	特例40市	県下29市	特例40市	県下29市	特例40市	県下29市	特例40市	県下29市	特例40市	県下29市	特例40市		
監査委員(議見者選出)	月額	257,000	2	1	226,400	4	2	156,000	7	11	132,800	7	18	125,130	9	24	139,803	7	16			
監査委員(議員選出)	月額	65,000	3	3	57,300	6	11	56,700	7	11	51,900	8	18	43,932	13	27	49,799	8	21			
教育委員会(委員長)	月額	257,000	2	1	226,400	2	1	180,500	7	3	125,000	9	18	109,669	9	19	119,685	9	18			
教育委員会(委員)	月額	195,000	2	1	171,800	3	2	158,900	7	3	88,400	9	18	91,201	9	17	100,314	9	15			
選挙管理委員会(委員長)	月額	128,100	6	1	112,900	9	2	122,000	7	1	57,000	9	18	70,718	9	7	58,841	9	16			
選挙管理委員会(委員)	月額	104,400	2	1	92,000	2	1	64,900	7	3	44,000	9	18	46,604	8	14	44,622	9	14			
農業委員会(会長)	月額	65,200	4	15	57,400	6	19	57,000	7	19	60,000	5	18	50,141	12	28	61,196	5	17			
農業委員会(委員)	月額	47,600	4	9	41,900	8	15	43,200	7	13	40,000	11	18	37,156	13	19	38,925	12	19			
公平委員会(委員長)	月額	53,000	5	3	46,700	5	4	40,000	7	5	17,000	10	18	33,843	7	7	33,518	7	7			
公平委員会(委員)	月額	44,200	5	1	38,900	5	4	29,500	7	7	15,600	8	18	26,935	7	10	26,960	7	10			
固定資産評価審査委員会(委員長)	日額	17,100	6	5	日額15,100	8	6	日額16,600	7	6	日額10,500	16	18	日額12,183	11	10	日額10,617	16	17			
固定資産評価審査委員会(委員)	日額	15,700	3	5	日額13,800	6	5	日額13,400	7	6	日額10,000	12	18	日額10,693	11	14	日額9,882	14	19			